

## 富士市SDGsプラットフォーム準備会合開催要領

### (趣旨)

第1条 本市におけるSDGsプラットフォームの構築及び運営の準備に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、富士市SDGsプラットフォーム準備会合（以下「会合」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見を求める事項)

第2条 会合において意見又は助言を求める事項は次のとおりとする。

- (1) SDGsプラットフォームの構築及び運営に関すること。
- (2) その他SDGsプラットフォームに関し市長が意見を求める事項

### (参加)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから会合への参加を求めるものとする。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 事業者の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### (会議)

第4条 会合の参加者は、互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、会合に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (開催期間)

第5条 会合の開催期間は令和3年3月31日までとする。

### (庶務)

第6条 会合の庶務は、企画課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会合に関し必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年12月21日から施行する。